

## ○ 医療上必要があると認められない、患者の都合による精子の凍結又は融解の実施について

医療上必要があると認められない、患者さんのご都合による精子凍結・融解を行う場合、当院では選定療養の費用として、通常の診療費とは別に5,230円をご負担いただきます。

